

**長時間労働が疑われる事業場に対する  
監督指導結果が公表されました**

令和 3 年 8 月 20 日、厚生労働省は長時間労働が疑われる事業場に対して、令和 2 年度に実施した労働基準監督署による監督指導の実施結果を公表しました。

今回、監督指導が実施された **24,042 事業場**のうち、**17,594 事業場(全体の 73%)**で労働基準法などの法令違反が確認されています。また、**8,904 事業場(全体の約 4 割)**で違法な時間外・休日労働があったとして、**是正勧告書が交付されています。**

**●労働基準関連法令違反の状況(是正勧告書交付)**

1.監督指導の実施事業場	24,042 事業場
2.労働基準法等の法令違反	17,594 事業場(73.2%)
3.違法な時間外・休日労働 ※1	8,904 事業場(37.0%)
うち 1 ヶ月あたり 80 時間超	2,982 事業場(33.5%)
うち 1 ヶ月あたり 100 時間超	1,878 事業場(21.1%)
うち 1 ヶ月あたり 150 時間超	419 事業場(4.7%)
うち 1 ヶ月あたり 200 時間超	93 事業場(1.0%)
4.賃金不払残業があった	1,551 事業場(6.5%)
5.過重労働による健康障害防止措置が未実施 ※2	4,628 事業場(19.2%)

※1 「違法な時間外・休日労働」時間数は、**時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数。**

※2 「過重労働による健康障害防止措置が未実施」は、**健康診断や衛生委員会、月 80 時間超残業をした社員からの医師による面接指導の申し出の未実施等。**

厚生労働省は、11 月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行うとのことです。

**退職所得控除の適正化(令和 4 年分以後)**

勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職金については退職所得金額の「2 分の 1 課税」を適用しないこととされていますが、**現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数 5 年以下の法人役員等以外の退職金についても「2 分の 1 課税」を適用しないよう退職所得課税の適正化が講じられます。**

**●退職所得の課税方式**

他の所得と区分して次により分離課税

$$(収入金額 - 退職所得控除額(※1)) \times 1/2 \times 税率(※2) = 退職所得に係る所得税額$$

(※1) ①勤続年数 20 年迄は 1 年につき 40 万円

②勤続年数 20 年超は 1 年につき 70 万円

(※2) 課税退職所得金額の区分に応じ 5~45% までの税率が適用

**●改正の内容**

**勤続年数 5 年以下の法人役員以外の退職金は、退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分について、「2 分の 1 課税」を適用しないように見直されます。**

**●退職所得課税の見直し(1/2 課税の適用関係)**

勤続年数	従業員		役員等
	退職所得控除後の残高		
	300 万円以下	300 万円超	
5 年以下	適用有	(改正前) 適用有 (改正後) 適用無	適用無
5 年超	適用有	適用有	適用有

**●適用時期**

令和 4 年分以後の所得税に適用

## ワクチン接種・社員に強制不可

国の発表によるとワクチン接種に関しては、8月30日現在下記の通りの割合になります。

	全体	65歳以上
1回接種割合	55.6%	89.5%
1回接種人数	7,070万人	3,175万人
2回接種割合	44.6%	87.2%
2回接種人数	5,672万人	3,095万人

米国では、有力企業などが相次いで義務化を表明していますが、法制度が異なる日本企業は距離を置いています。

日本の予防接種法第9条で「**接種をうけるよう努めなければならない**」の規定としていて、いわゆる**努力義務**としていて義務とは異なります。予防接種法に基づいて行われる定期接種の多くのもの(4種混合、麻しん、風しんの予防接種など)にも、同じ規定が適用されています。新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」(令和2年12月9日施行)により、同法の規定を適用することとなりました。

そのため、厚生労働省ワクチンQ&Aにおいても

**ワクチン接種は強制でなく最終的にはあくまで、ご本人が納得した上で接種を判断してもらいます。**

としています。

外食大手のワタミは原則接種で行うが、個人の権利や事情に配慮して義務や強制をせず、国内社員約1,500人、アルバイト約7,000人に接種を勧め、接種が終われば「ワクチン接種済み」バッジをつけてもらう方針です。

ワクチン接種は義務ではなくあくまで任意です。企業としては社員やお客様への影響を考慮しできるだけワクチン接種を推奨したいと思っておりますが、個人情報の観点から、**任意の匿名であれば**ワクチン接種の事前意向調査や接種結果調査などを行い把握するのは問題ないと思われれます。

## 平均寿命 男性 81.64歳、女性が 87.74歳

厚生労働省が2021(令和3)年7月発表の「簡易生命表」によると**2020(令和2)年の平均寿命は男性 81.64歳(前年比+0.22歳)、女性が 87.74歳(前年比+0.30歳)になりました。**

厚生労働省は、各年齢の人が平均あと何年生きられるかを示す「平均余命」の見込みを毎年計算しており、0歳の平均余命が平均寿命となります。

	男性	女性
年齢	平均余命(生存年齢)	平均余命(生存年齢)
<b>0歳</b>	<b>81.64歳</b>	<b>87.74歳</b>
20歳	61.97(81.97歳)	68.04(88.04歳)
30歳	52.25(82.25歳)	58.20(88.20歳)
40歳	42.57(82.57歳)	48.40(88.40歳)
45歳	37.80(82.80歳)	43.56(88.56歳)
50歳	33.12(83.12歳)	38.78(88.78歳)
55歳	28.58(83.58歳)	34.09(89.09歳)
<b>60歳</b>	<b>24.21(84.21歳)</b>	<b>29.46(89.46歳)</b>
65歳	20.05(85.05歳)	24.91(89.91歳)
70歳	16.18(86.18歳)	20.49(90.49歳)
75歳	12.63(87.63歳)	16.25(91.25歳)
80歳	9.42(89.42歳)	12.28(92.28歳)

厚生労働省が情報を把握する50の国・地域の中で**日本人の平均寿命は男性が2位、女性が1位になりました。**

尚、2020年から地域を除いて国のみとするようにしたため、今まで1位の香港は対象外となりました。

	男性	女性
1位	スイス 81.90歳	日本 87.45歳
2位	日本 81.64歳	韓国 86.30歳
3位	シンガポール 81.50歳	シンガポール 86.10歳

厚生労働省によると平均寿命の伸びは医療水準や健康意識の向上などの成果とみられるとの事です。

**ただ、新型コロナウイルスの影響は若干あり、男性 0.03歳、女性 0.02歳平均寿命が短くなったが、日本では比較的、影響としては小さかった模様です。**